

大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定行為看護師の養成とタスクシフト等を促進するため、大分県特定行為看護師等養成支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

①特定行為研修

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。

②指定研修機関

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとし、総事業費（補助対象経費の実支出額）から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と、補助基準額とを比較して、いずれか少ない額を補助額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等（別表2の必要書類）
- (4) 収支予算書（別紙3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助

金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- （6）第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- （7）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- （8）その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- （2）補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙4)
- (2) 所要額精算書(別紙5)
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等(別表3の必要書類)
- (4) 収支精算書(別紙6)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金から適用する。

別表 1

区分	基準額	補助対象経費	補助率
①特定行為研修受講	1人あたり 800千円	特定行為研修に係る受講料 (入学料、授業料)	1 / 2 以内
②特定行為研修受講に係る代替職員雇用	1人あたり 800千円	特定行為研修を受講させる看護師の代替職員の人件費(賃金、諸手当、社会保険料)	1 / 2 以内

別表 2

添付書類
①特定行為研修受講 ・所要額算出の根拠となる書類(募集要項等) ・研修受講する看護師の雇用証明書 <div style="text-align: right;">等</div>

別表 3

添付書類
①特定行為研修受講 <指定研修機関への支払の場合> ・領収書の写し等支払を証する書類 <研修受講者への助成の場合> ・研修受講者の受領書の写し等支払を証する書類 ②特定行為研修受講に係る代替職員雇用 ・辞令の写し、任用通知書の写し等雇用を証する書類 ・給与明細など代替職員雇用にかかった費用を証する書類 <div style="text-align: right;">等</div>

第1号様式（第4条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年度において、下記のとおり大分県特定行為看護師等養成支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等（別表2の必要書類）
- (4) 収支予算書（別紙3）
- (5) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
特定行為看護師等養成支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよ
う、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規
定により申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 金 円
- 2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
参照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載するこ
と。

第3号様式（第5条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
特定行為看護師等養成支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認
されるよう、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第
2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第4号様式（第5条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
特定行為看護師等養成支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したの
で、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第6号の規
定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

5 その他

- (1) 別紙を添付すること。
- (2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付
すること。

別紙

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕 入控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第5号様式（第6条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (6) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助

金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(8) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(9) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第6号様式（第9条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
特定行為看護師等養成支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法
により交付されるよう、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第9
条の規定により請求します。

記

請 求 額	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
残 額	円

【振込先】

金融機関名 _____
本・支店名 _____
口座種別 _____
口座番号 _____
(フリガナ)
口座名義 _____

第7号様式（第10条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業報告書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県特定行為看護師等養成支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の効果

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙4）
- (2) 所要額精算書（別紙5）
- (3) 所要額算出の根拠となる書類等（別表3の必要書類）
- (4) 収支精算書（別紙6）
- (5) その他知事が必要と認める書類

第8号様式（第11条関係）

年度大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県特定行為
看護師等養成支援事業報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付
決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したの
で、大分県特定行為看護師等養成支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通
知します。

事業計画書

1 医療機関等について	
名 称	
所 在 地	〒
担当者	所 属
	職名・氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

2 大分県働きたい医療機関認証事業の申請状況等について	
申 請 状 況 等	認証済 ・ 認証申請中

※いずれかに○をつけてください

3 研修内容について		
① 研修受講		
受講者	職・氏 名	
	職 種	
	採用年月日	
	配属先	
指定研修機関の名称		
所 在 地		
研 修 予 定 期 間		
年 月 日 ~ 年 月 日		
経費所要見込額	入 学 料	円
	授 業 料	円
	合計 (A)	0 円
受講者負担額 (B)		円
その他補助金 (C)		円
病院負担額 (A)-(B)-(C)		0 円
病院等の支出 (予定) 日		年 月 日
支 払 先		<input type="checkbox"/> 指定研修機関あて ・ <input type="checkbox"/> 看護職員あて
② 代替職員雇用		
代替職員 (予定) 氏名		
代替職員の配属先 (予定)		
雇用予定期間 (うち補助対象となる雇用期間)		
(年 月 日 ~ 年 月 日) (年 月 日 ~ 年 月 日)		
代替職員雇用にかかる費用		円
※賃金、諸手当等の支出予定の内訳を別紙 (様式自由) として添付してください。		

所要額調書

医療機関名: _____

	区分	人数	総事業費 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (C) = (A) - (B) 円	対象経費の支出予定額 (D) 円	別表1に定める基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助基本額 (G) 円	別表1に定める補助率 (H)	県補助所要額 (I) = (G) × (H) 円	備考
①	研修受講				0		0	0	0	1/2	0	
②	代替職員雇用				0		0	0	0	1/2	0	
	計		0	0	0	0					0	

- (注) 1. 色のついたセルには計算式等が入っているため、記入しないこと。
2. 「総事業費(A)」欄には、本事業にかかったすべての経費の合計金額を記入すること。
 3. 「対象経費の支出予定額(D)」欄には、別紙1の「病院負担額」欄の合計額を記入すること。
 4. 「選定額(F)」欄は、「対象経費の支出予定額(D)」欄と「基準額(E)」欄を比較して少ない方の額となる。
 5. 「県補助基本額(G)」欄は、「差引額(C)」欄と「選定額(F)」欄を比較して少ない方の額となる。
 6. 「県補助所要額(I)」欄は、「県補助基本額(G)」欄に記載された額に「補助率(H)」欄の補助率を乗じて得た額となるが、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、区分ごとにこれを切り捨てた額を記入すること。

別紙3(第4条関係)

収支予算書

1 収入

(単位:円)

項目	予算額	備考
県費補助金		
合計		

2 支出

(単位:円)

項目	予算額	備考
合計		

事業実績書

1 医療機関等について	
名 称	
所 在 地	〒
担当者	所 属
	職名・氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

2 大分県働きたい医療機関認証事業の申請状況等について	
申 請 状 況 等	認証済 ・ 認証申請中

※いずれかに○をつけてください
 ※認証書や申請を行ったことを証する書類等を添付してください

3 研修内容について		
①研修受講		
受講者	職・氏名	
	職種	
	採用年月日	
	配属先	
指定研修機関の名称		
所 在 地		
研 修 期 間		
年 月 日 ~ 年 月 日		
経費所要 実績額	入 学 料	円
	授 業 料	円
	合 計 (A)	円
受講者負担額 (B)		円
その他補助金 (C)		円
病院負担額 (A)-(B)-(C)		円
病院等の支出日		年 月 日
支 払 先		<input type="checkbox"/> 指定研修機関あて ・ <input type="checkbox"/> 看護職員あて
② 代替職員雇用		
代替職員氏名		
代替職員配属先		
雇用期間 (うち補助対象となる雇用期間)		
(年 月 日 ~ 年 月 日) (年 月 日 ~ 年 月 日)		
代替職員雇用にかかる費用		円
※賞金、諸手当等の支出内訳を別紙(様式自由)として添付してください。		

所 要 額 精 算 書

医療機関名： _____

	区分	人数	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	対象経費の実支出額 (D)	別表1に定める基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	別表1に定める補助率 (H)	県補助所要額 (I)=(G)×(H)	県補助交付決定額 (J)	県補助受入済額 (K)	差引過不足額 (L)=(I)-(K)	備考
			円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	
①	研修受講				0		0	0	0	1/2	0			0	
②	代替職員雇用				0		0	0	0	1/2	0			0	
	計		0	0	0	0					0	0	0	0	

- (注) 1. 色のついたセルには計算式等が入っているため、記入しないこと。
2. 「総事業費(A)」欄には、本事業にかかったすべての経費の合計金額を記入すること。
3. 「対象経費の実支出額(D)」欄には、別記第2号様式の「病院負担額」欄の合計額を記入すること。
4. 「選定額(F)」欄は、「対象経費の実支出額(D)」欄と「基準額(E)」欄を比較して少ない方の額となる。
5. 「県補助基本額(G)」欄は、「差引額(C)」欄と「選定額(F)」欄を比較して少ない方の額となる。
6. 「県補助所要額(I)」欄は、「県補助基本額(G)」欄に記載された額に「補助率(H)」欄の補助率を乗じて得た額となるが、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、区分ごとにこれを切り捨てた額を記入すること。

